令和４年度 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況公表について

介護老人保険施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなっております。

つきまして、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

令和４年度中の所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況

疾患	人数	日数
肺炎	45	296
尿路感染症	5	31
帯状疱疹	0	0
蜂窩織炎	2	12
計	52	339

算定要件

① 所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に 10 日を限度とし、月 1 回に限り算定するものであるので、1 月に連続しない 1 日を 10 回算定することは認められないものであること。

② 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

③ 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

イ 肺炎　ロ 尿路感染症　ハ 帯状疱疹　ニ 蜂窩織炎

④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。

⑤ 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。

また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び帯状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。

⑥ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

⑦ 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、帯状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受けていること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。